

広島県告示第六百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十三年六月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
宮原四〇七〇地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区	町	字	地番	標柱番号
竹原市	下野町	西宮原	三五八九番一	標柱一号
		柏木	二四九番一	標柱二号及び三号
		東宮原	二四七番	標柱四号
			甲四〇六〇番	標柱五号
		西宮原	三五七八番四	標柱六号

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

吉浦西城六地区（追加）

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線、標柱四号から標柱五号を昭和五十七年七月二十九日広島県告示第七百九十三号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱五号から標柱六号を結んだ線及び標柱一号から標柱六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱四号は告示で指定した標柱一号と標柱二号を結んだ線上に存し、標柱五号は告示で指定した土地に存する標柱一号と同一とする。

郡市・区	町	地番	標柱番号
呉市	吉浦本町二丁目	九七番一地先市道敷	標柱一号
	吉浦西城町	六六番	標柱二号
		一五二番	標柱三号
		一五〇番	標柱四号
		一五三番	標柱五号
		一五三番二地先市道敷	標柱六号